

平成29年度老人保健健康増進等事業

特定施設入居者生活介護事業者の選定公募のあり方に関する調査研究事業

公益社団法人全国有料老人ホーム協会

介護保険指定特定施設の事業者指定に関しては、平成18年4月以降、総量規制の対象となり、地方自治体においては新規に参入する事業者を選定するため、独自の公募を行うことがある。しかし、この公募実施方法については、平成29年5月の「規制改革第一次答申」において問題点の指摘があるほか、平成28年度の公正取引委員会による調査報告書においても公募の公平性、透明性を欠いている場合があるとの指摘が行われたところである。

そこで本事業では、特定施設指定公募に関する地方公共団体、事業者への基礎調査（郵送によるアンケート）を実施し委員会において分析を行った。その結果、公募の実態や事業者の意識を把握、公募手続きを行う上での留意点等を取りまとめた。また、アンケート調査において地方自治体から「他の自治体での公募実施事例を参考にしたい。」との意向が多く寄せられたことから、各地方公共団体の公募手続方法や、先駆的な取り組みを実施している地方公共団体へのヒアリング結果を取りまとめた。

調査結果（要旨）特定施設入居者生活介護の選定公募について公平性、透明性の確保の観点から、以下の内容が求められている。

1. 告知（公募を行う旨の情報提供）：公募の実施に際し、多くの事業者が参加できるよう、多様な方法での周知が求められている。
2. 募集内容に関する説明：募集内容について、事業者の理解に資するための取り組みが求められている。
3. 募集期間：応募事業者の資料作成にかかる時間を十分に見込んだ募集期間の設定が求められている。
4. 応募状況の公表：応募者数等の情報について、積極的な公表が求められている。
5. 選定：選定方法について客観性・第三者性を確保し、内容の公表が求められている。また、選考基準については公平性・透明性確保の観点から、選考基準を作成し公表することが求められている。
6. 選定結果の公表：選定事業者の選定理由を含めた公表と、不選定となった事業者に対する理由の開示が求められている。
7. 指定事業開始までの期間：事業者選定から事業開始までの期間について、特に有料老人ホーム等を新設するものへの配慮が求められている。

本事業結果が、地方公共団体における公募手続きにおいて、従来以上に公平性・透明性が確保され、事業者、ひいては消費者にとり安心・安全な介護保険指定特定施設の確保につながる一助になることを期待したい。